

御所市共同募金委員会助成要綱（一般公募）

（目 的）

第1条 この要綱は、市民の皆様から寄せられた善意の募金を社会福祉法の理念に則り、地域福祉の向上に資することを目的とし、適正、公平に助成するものとする。

（助成金）

第2条 この要綱の対象となる赤い羽根共同募金による助成金は次のとおりとする。

- 1) 一般募金（広域募金・地域募金）

（助成の対象）

第3条 この助成金の申請のできる団体等は、次の各号に該当する者。

- 1) 御所市内に活動拠点を置き、福祉活動をしている施設・団体
- 2) 住民の福祉向上のために活動し、少なくとも2年以上の活動実績がある施設・団体等。
- 3) その他、市民が積極的に参加することができ、地域の活性化を図るために活動を行っている団体。

（助成事業）

第4条 助成の受けることのできる事業は、地域福祉の推進に寄与し、募金された方々に理解してもらえるものであること。

- 1) 高齢者、障害児者の福祉の向上を目的とした事業。
- 2) 地域で暮らす高齢者、障害児者の日常生活を支援する目的とした事業。
- 3) 地域でのボランティア活動事業を目的とした事業。
- 4) 地域で暮らす子供の支援を目的とした事業。
- 5) その他 社会福祉や地域の活性化を目的とした事業。（募金に沿った事業）

（対象経費）

第5条 助成金を受ける者は、使途について経理を明確にしておかなければならない。対象経費は、第3条に定める事業の実施に要する事業

- 1) 明確な企画（目的、内容、期間、資金使途等）であること。
直接事業に要する費用であること。
- 2) 経常的運営費及び車・機材（器材）は、対象外とします。
講演会、団体の運営経費、団体等の備品購入費は、対象外とします。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事業実施年度の6月末までに申請書(別紙様式1)を提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 助成の決定は、第6条により提出された申請書を第4条及び第5条に基づき審査委員会に諮り、委員会において認められた場合。

1) 委員会において認められ次第内容等を通知する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付時期は、事業完了後とする。

ただし、別紙様式2による実績報告書並びに助成金交付請求書を事業実施年度の2月末までに提出しなければならない。

(助成の欠格)

第9条 助成は、次に該当する施設・団体及び事業に対しては、行わない。

- 1) 地方公共団体が経営し又はその責に属すると見なされる事業。
- 2) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教等の手段として行う事業、又は構成員の互助共済を主たる目的とした事業。
- 3) 名称に関わらず、営利を目的とした事業。
- 4) 助成の効果が上がらないと認められる事業。

(取り消し又は返還)

第10条 次の一に該当したときは、助成の取消し又その全部若しくは一部を返還させることができる。

- 1) 助成金にかかる経費が不明確であるとき。
- 2) 助成金の申請した事業以外に使用したとき。
- 3) 助成決定後、事業を停止休止したとき。
- 4) 虚偽の助成金交付申請または実績報告がされたとき。
- 5) 審査委員会の指示に従わなかったとき。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適応する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。